

第五十九回 帝國議會 衆議院

抵當證券法案外九件委員會議錄(速)第十二回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
無盡業法改正法律案(政府提出)

(二六〇)

昭和六年三月十二日(木曜日)午前十一時開議

出席委員左ノ如シ

委員長 荒川 五郎君

理事 小峰 滿男君

理事 篠原 陸朗君

理事 勝田 永吉君

理事 大崎 清作君

理事 板谷 順助君

小村 俊一君

藍川 清成君

横川 重次君

磯部 清吉君

關口 志行君

牧野 賤男君

名川 侃市君

出席政府委員左ノ如シ

大藏政務次官 小川郷太郎君

大藏省銀行局長 大久保慎次君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

無盡業法改正法律案(政府提出)

○荒川委員長 是ヨリ抵當證券法案外

九件ノ委員會ヲ續行致シマス、無盡業

法改正法律案ノ質疑ハ前會デ濟ミマシ

タ、是ヨリ直チニ本案全部ヲ一括シテ

討議ニ付シマス

○板谷委員 私ハ本案ノ條文中ニ「第一

四條、無盡業ハ資本金三萬圓以上ニシ

テ拂込金額一萬五千圓以上ノ株式會社ニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲアリ

マス、即チ「無盡業ハ資本金十萬圓以

上ノ株式會社ニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ」斯ウ修正ヲ致シタイト思ヒマス、詳細ノコトハ本會議ニ於テ申述ベ

マスルガ、大體ニ於キマシテ此度無盡業ノ改正ヲ行ハレマシテ、即チ庶民金

融トシテ相當ノ効ヲ爲シ、隨テ之ニ對

スル時代ノ要求ニ應ジテ修正ヲセラレ

タト云フコトニ付キマシテハ吾々ハ認

メテ居リマス、併ナガラ從來個人或ハ

合資合名デアッタモノヲ、株式會社ニ

變更スルト云フコトハ、勿論時代ノ進

運ニ應ジタル改正デアリマスルガ、併

ナガラ無盡業ノ如キ所謂庶民ノ金融機

金ニ致シマシタナラバ、各府縣ニ對シ

關トシテ、將來發達サセナケレバナラ

ヌ運命ヲ持テ居ル此事業ニ對シテ、

株式會社ニ變更スル以上ハ、即チ政

府ノ意ノアル所モ、將來出來ルダケ資

本ノ増大或ハ權限ノ擴張ト云フ御趣意

ニアルヤウニ承テ居ルノデアリマス

ナルカラ、少クモ十萬圓以上ノ資本金デ

ナケレバ此目的ヲ達スルコトハ出來ナ

イト確信ヲ致シテ居ル次第アリマス

ス、デアリマスルカラ吾々ハ今申上げ

又加入者ニ對スル所ノ預金モ認メテ戴

キタイ、中ニハ畿ニ當リマシテモ、他

シテハ全然御同感デアリマス、

尙ホ板谷君ノ其他ノ希望意見ニ付キマ

ニ廻スヨリハ其儘其無盡會社ニ預ケテ置ク方ガ便宜デアルト云フヤウナ希望

ノ者モ相當ニアルヤウニ承ッテ居ルノ

デアリマスカラ、加入者ノ預金ト云フ

コトヲ認メテ戴キタイ、更ニ又此無盡

シマシテ、先般來質疑應答中ニ各府縣

會社ハ申上グルマデモナク之ヲ善用ス

レバ相當ノ效果ガアリマスケレドモ、

弊害ガ相當ニ伴ツテ居ル、デアルカラシテ出來ルダケ重役ノ——即チ營業ニ

從事シテ居ル利害關係者ノ取締ヲ尙ホ

デアリマスカラ直チニ採決致シマス、
板谷君提出ノ第四條中「三萬圓以上ニ
シテ拂込金額一萬五千圓」トアリマス
ノヲ「十萬圓」ト改メルト云フ修正案デ
アリマス、之ニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ
乞ヒマス

〔賛成者 起立〕

○荒川委員長 起立六名、原案賛成ノ
諸君ノ起立ヲ乞ヒマス

〔賛成者 起立〕

○荒川委員長 起立八名、原案ニ決シ
マシタ、殘餘ノ各條項ハ政府原案ノ通
リ御異議ガアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○荒川委員長 御異議ガナイト認メマ
ス、全部原案通り可決致シマシタ、尙
ホ今希望ノ申出ガアリマシタガ、是ハ
板谷君ヨリサウ云フ申出ヲ承ッテ置ク
コトニ致シマス、是デ本案ノ全部ハ決
定致シマシテ、本委員會ニ付託セラレ
マシタル各議案ハ之ヲ以テ全部終了致
シマシタ、連日ニ瓦リ皆様ノ眞摯ナル
態度ヲ以テ熱心ニ御審議下サイマシ
テ、幾多ノ成果ヲ得タコトハ、諸君連
日ノ御勞ニ對シテ深ク感謝致シマス、
之ヲ以テ本委員會ヲ閉デマス

午前十一時十一分散會